

(審議会の設置)

第17条 一般廃棄物の適正な処理、減量、再生利用の促進等を図るため、高松市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員13人以内で組織する。
- 3 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。